

とう 闘 か 華

発行:ユニオン東京合同
 発行人:佐藤陽治
 東京都千代田区三崎町2-17-8 皆川ビル301
 TEL&FAX 03-3262-4440
 メール info@union-tg.org
 ブログ <http://blog.union-tg.org/>
 ホームページ <http://www.union-tg.org/>
 郵便振替 00110-8-120661

ブリタニカ 不当にも団交拒否！

10・3ブリタニカ「通知書」で団交拒否

ブリタニカ資本は、組合の団交要求書に対して10月3日付「通知書」で、ついにあからさまな団交拒否をしてきた。今年7月で38回目の「団交」を行ってきたが、実態は、第1回目の団交から解雇当事者の奥井社長が出席しない団交であり、組合は団交拒否の追及をし続けてきた。奥井社長はシカゴ本社との事業閉鎖についての交渉を行った唯一の当事者であり、最高責任者である。

奥井社長の身代わりに団交出席してきた栗津は、事業閉鎖、全員解雇通告当時は一管理職であった。それが「社長の知ってることは全部知ってる」という自分勝手な理由付けで団体交渉員足りうるとし、栗津自身の感想も含めたテキトウな身代わり回答を続けてきたのである。当然、奥井社長がシカゴ本社と行った交渉内容など、日本ブリタニカの事業閉鎖、340名全社員解雇にかかわる事実については一切明らかにされてない。

中労委不当命令をきっかけに団交拒否

ブリタニカは今回の団交拒否の理由として、

**都労委、中労委命令で、奥井社長の団交出席を含む、不誠実団交問題に勝訴した
 組合要求議題は38回もの団交でも解決せず、
 今後続けても交渉が平行線である**

と主張している。しかし、**については、労働委員会が奥井社長のシカゴ本社との交渉内容に、一旦**

は関心を持ちながらも、ブリタニカからの証言拒否に屈服した経緯があり、今回の中労委審査の不当性の重要な点である。奥井社長の証人出頭拒否、陳述書提出拒否に対する不問の意味は、中労委が組合のシカゴ本社への責任追及の盾になり、阻止することにあつたことを意味する。

については、都労委審問で会社側経営法曹弁護士が、栗津証人を誘導し「平行線」と証言させたことに端を発し、都労委、中労委とも維持された。そもそも奥井社長が団交に出てこなかったから、団交が進展しなかったのだ。裏返せば、「平行線」は会社側が最初から仕組んだものであり、だからこそ奥井社長は団交に出てこなかったことになる。中労委はそれを百も承知で組合の、奥井社長証人出頭の強制権限発動要求を却下し、ブリタニカ資本を守ったのである。

更に会社は、**として、'団交拒否ではない。これまでの要求以外の議題であれば検討して応じようとしている。'**これは経営法曹弁護士が団交拒否のやり方としてよく使う手口である。育成会に巣食う経営法曹弁護士も、全く同じ理由を使っている。

しかし、**団交事項は組合が独自に自主的に決めるものであり、これを理由に団交を拒否するのは不当労働行為であり、組合に対する支配介入である。**組合は絶対に認めることは出来ない。組合はブリタニカ資本と、もはや経営側の代理人と成り下がった労働委員会と闘うために、行政訴訟を行う方針を決めた。現場実力闘争を強化し、全国の闘う労働者との共闘を強め、さらに闘っていく決意だ。

第33回全都反弹圧集会 140名で渋谷デモ！！

今年の反弹圧集会は、これまでの平日・夕方デモに代わり、土曜日・昼デモに変えての、初めての集会となった。会場は昨年と同じ恵比寿区民館で、ユニオン東京合同からは8名が参加した。

集会では、最近の争議団への弾圧の実態や、今年一年間の労働現場、法大など学生運動、市民運動への弾圧の実態が報告された。また、反弹圧の決意表明は、立川自衛隊監視テント村、動労千葉、南部労働組合アール闘争、連帯労組ジャレコが

行った。

デモは、多数の私服刑事がデモ隊列に張り付いて歩道をジャラジャラと歩く中、渋谷宮下公園まで反弹圧デモ行進を行った。宮下公園は渋谷区がスポーツ用品メーカーのナイキから金を取って、全面的にナイキ公園化する計画が進められており、集会などに使えなくなる可能性が大きく、野宿者排除の意図もある。デモ隊は渋谷区に対する抗議のシュプレを叩きつけた。

ユニオン東京合同 **ブリタニカ闘争報告****連載 日本ブリタニカ中労委命令の批判 その2**

9月号で最終準備書面(1)についての中労委命令批判を明らかにしたので、今回は団交議題に沿った具体的課題についての命令批判を行う。準備書面(1)と同様に中労委命令は都労委命令をなぞるような認定を行った。その1(闘華9月号掲載)とダブる内容については省いた。

1. 団交議事録作成と交換

組合は、第1回団交から奥井社長が出席せず、録音は拒否され、あまつさえ交渉員として団交出席した栗津元経理部長の団交における発言、回答のいいかげんさのために『確認事項をお互いに確認し合い、議事録を重ねていきたい』と提案したところ、会社側は『それでよい』と受け入れ合意した。組合が合意に基づいて議事録案を送ったところ、『組合議事録はまるで栗津が尋問されているようであり、会社側としては「まあそうだ」、「と聞いた」と明言を避けて回答したはずなのに、すべて断定の回答になっている。一度は約束だから出すが、もう交換はしない』と会社側の議事録案を出し、一方的に拒否宣言した。会社側議事録案は議事録とはおよそ程遠い、単なる議題の大雑把な羅列であった。組合は百歩譲るかたちで、『それではお互いの議事録を交換しよう』と提案したが、それも拒否され、組合の議事録を絶対に受け取らない状態が続いて今日に至っている。

中労委はこの会社側の、議事録作成を一旦合意したこと、その後一方的に拒否した事実を無視し、会社側団交態度は、団交上何の支障もないと言い切ったのである。

2. 団交会場

組合は、ブリタニカ新労との団交は会社内で、しかも社長出席のもとで開かれたことから、組合によって差別をせず、ユニオン東京合同との団交も同じ条件で、会社会議室、奥井社長出席のもとで開くことを要求した。会社側は、ブリタニカ新労は2001年5月31日事業閉鎖と共に解散したので組合差別はない、日本ブリタニカは現在営業を停止してブリタニカ・ジャパンに間借りして

おり、会議室は別会社ジャパンのものであると拒否した。

中労委は会社側の理由付けをそのままそっくり認定したのである。

3. シカゴからのEメール

その1で詳述したので省く

4. 80億円の繰越欠損金と決算書の団交への提出

事業閉鎖、340名全員解雇という超重大事態で、ブリタニカの決算がどうなっているのか、資金援助を打ち切るといったシカゴ本社の経営状況はどうだったのか、労働組合が関心を持つのは当然だ。会社回答は断片的、曖昧なものであったため、10年分の決算書の提示要求をしたところ、ジャパンへの引越しをした時に捨てたと回答した。1年も経たないうちに捨てることなど経理上有り得ないと追求したところ、「探してみるが10年分なんて」と約束した。

次回団交で組合が提出を要求したところ、「探したが、提出するとは約束してない」と居直り、シカゴの決算書と共に提出を拒否した。組合の抗議に対しては、80億円の繰越欠損金が全ての現状を物語っていると返し、繰越欠損金の提示をしてきた。都労委も中労委もこの欠損金の提示で十分とし、会社が約束を破ったことなどは容認したのである。

5. 交渉は平行線であった

中労委命令では会社側の準備書面どおり、第3回団交で組合が、「交渉が平行線でなら進展がない」と発言したとしている。しかしこの「平行線」という言葉は、第9回団交で組合が言ったと、会社側代理人が誘導尋問で栗津証人に言わせた言葉であった。実際は第3回団交で「平行線」と言う言葉は労使双方からも発言がない。いち早い第3回団交で既に労使交渉は平行線となっているから団交拒否してもよいという虚構を、会社側と労働委員会が共同で作り上げたものである。

6. 会社は十分説明した

その1で詳述したので参照されたい

7. 奥井社長の団交出席問題

その1で詳述したので参照されたい

8. 日本ブリタニカとブリタニカ・ジャパン

ブリタニカ・ジャパンは日本ブリタニカを引き継ぐ唯一の、日本におけるブリタニカ資本の営業

拠点であり、単なる別会社ではない。日本ブリタニカが事業閉鎖される半年前の2000年10月に、ブリタニカ資本の日本でのドット・コム事業を行う企業として、日本ブリタニカ内に設立され、当時の日本ブリタニカ富田社長が両社社長を兼任した。しかし、シカゴ本社がドット・コム事業に失敗して日本は、2001年3月に閉鎖が通告され、1日の営業実績もなく業務は中止された。当時雇われた従業員は解雇され、社長も解任された。残されたのは、栗津回答によると「真っ赤な赤字のみ」であった。この、仕事も人も何も無い赤字のみが残ったブリタニカ・ジャパンに、ブリタニ

カ資本と日本企業とが合併で作成販売していた日本語版年鑑事業を人員共に買収して主要業務とし、日本ブリタニカの英会話事業以外の百科事典事業を移管して残したのである。

会社側は、ブリタニカ・ジャパンは日本ブリタニカとは別会社だから、原職相当職保障の対象にならないとし、中労委はそのまま会社側主張を認定した。これは、日本資本の海外企業経営も自由に行うために外国資本の移動を妨げない、外国資本の責任追及など認めないという国策に沿った中労委方針だ。

ユニオン 東京合同 育成会分会 報告

全日本育成会分会 東京都労働委員会 審問日(第1回、第2回)決定!

9月24日 東京都労働委員会第5回調査
行われる。

昨年12月13日に申し立ててから、早や9カ月が経過。この間組合側は準備書面4本、甲号証53番まで提出。法人側の書面は1月の認否書面と、7月31日までの準備書面の2つだけ、乙号証はない。この7月31日の準備書面がひどい。「**団交は続けて開催しており不当労働行為ではない、だから審問しないで、棄却しろ**」という文章だ。不誠実団交を繰り返して、「**審問なしで棄却**」という違法行為をそのほかとは、労働委員会をも侮辱している。和田公益委員、元村労働委員ともに「12月から労働委員会にきたばかりだから」と言い訳がましく言っていたが、審査計画書が出て、ようやく第1回、第2回と審問日が設定された。みなさん、ぜひ傍聴をお願いします。

第1回 2008年11月14日(金) 15:30~

第2回 2008年12月10日(水) 14:00~

(約2時間 の予定です)

場 所 東京都労働委員会

(都庁 第1庁舎5棟34階)

労災申請速報 当該組合員、災害報告書
を、労基署へ提出

職場で腰痛になった非正規職組合員の労災申請で、
9月2日に申請書を提出した後、9月29日までに災害報

告書と自己意見書を付けて三田労基署へ提出した。同組合員は、1月から正規職要求を行い、法人は人事については経営の専決権として譲らず、3月雇い止めの大きな緊張をもっていた。その矢先に、1月繁忙期に入ってから急に職務変更があり、慣れない仕事の中で3月に膨大な重量物の出荷があり、そのときに腰痛症を発症した。法人は団交の中でも「腰痛を起こすような仕事ではなかった」と言っており、実際なかなか労災申請書にもサインして返してこなかった。明らかに法人側に安全配慮義務があり、職場の中で起きた事故について責任がある。災害報告書は法人と、病院へも書類提出を求めており、この3つが揃って始めて調査の開始となる。労災認定基準との闘いはこれからだ。



闘いなくして、安全なし

役員による役員・職員の給与データ等の
情報「誤送信」事件!

闘華9月号でもご報告した7月24日に兵庫県のM副理事長の自宅の個人メールアドレスより役員・職員の給与等に関するデータが一部の関係者に「誤送信」され、また法人は事件を隠ぺいしたことについて、8月24日に

UTG 活動経過 & スケジュール

誤送信した張本人のM副理事長を呼びとめ、事実について追及した。M副理事長は全くことの大きさを理解できてなく「あなたが傷ついたら謝るけど」と開き直り経営者の責任をカケラも感じてない。追及しながら呆れるばかりだ。9月28日になって法人は職員の自宅に配達証明で(9月24日付け)「個人情報を含むメール誤送信のお詫び」という文章を送りつけてきた。派遣さんには職場で手渡すだけで、説明もない。職場では副島理事長、常務理事、事務局長も誰もこのことを口にしない。業務で起きたことなら、業務時間中に職場で対応すべきはず。派遣さんも含め「個人情報を持ち出すほうがおかしい」とみんな思っている。大事なことは2度と事故を起こさないことなのに、再発防止策もなく、職場で話に触れないとは本末転倒だ。もともと役員たちが勝手に労働者弾圧と使い捨ての策を練っていた最中のミスで、「誤送信」により事態の一部が暴露されたわけである。今後も益々弾圧を強めてくることに間違いはない。配達証明から1週間が過ぎたが何も言わないので、朝礼で「個人の何の情報が漏れたのか、当該には全部示すように」と事務局長に迫ったが、さらに黙っている様子だったので、10月8日の朝礼で、副島理事長、M副理事長がいるところで、「このお詫びの文章についてはその後職場でも説明が1つもなく、職員の自宅に送りつけ、何も言わず派遣さんにも渡すようなものは公務か、私的な内容かもわからないし、職員の給与等データは何か、全て示してほしい」と発言・追及した。職場で話せないこととは、私的情報の持出しによるものだったということか。これが労働者による情報の「誤送信」だったら「懲戒」なんですか、副島さん。

9月	13日	土	第33回全都反彈圧集会・デモ
	15日	月	UTG 組合法対会議(ブリカ中労委命令)
	18日	木	UTG 育成会分会会議
	19日	金	共謀罪を廃案へ共同行動総決起集会
	24日	水	育成会都労委調査
	25日	木	原子力空母ジョージワシントン入港阻止全国集会
	27日	土	UTG 育成会分会会議 ワーカーズアクション 集会後デモ
	29日	月	UTG 組合法対会議
	30日	火	品川臨職闘争庁舎前集会 デモ
	10月	3日	金
5日		日	三里塚現地闘争
6日		月	UTG 定期執行委員会
10日		金	UTG 組合法対会議
11日		土	ス労自主 26周年集会 14:00~ 品川中小企業センター 郵政民営化絶対反対!PU銀座労働者集会 京橋区民館 18時半
13日		月	労働法学会情宣
14日		火	「なくそう医療観察法」院内集会 UTG 組合法対会議(育成会分会陳述書) 18時半 組合事務所
16日		木	阿佐ヶ谷市民講座 18時半 劇団展望
18日		金	共謀ひろば3 文京区民センター 12時~17時
20日		月	反戦反核・連続講座 19~21時 朔
21日		火	育成会分会 団交 17時半~
23日		木	争団連統一行動 終日
26日		日	狭山集会 13時半 南部労政会館
11月		2日	日
	3日	月	UTG 定期執行委員会
	14日	金	育成会分会 都労委 第1回審問 15時半~
	29日	土	星野全国集会 18時半~ 四谷区民ホール



またも、副島理事長のうそですか。

8月18日に副島理事長が、「松永顧問、室崎顧問は顧問ではない」と発言したことについて、職員には理事会・評議員会の決定を知らせないため、裏づけを探していたところ、9月14日に前常務理事に確認でき、副島現理事長自身の提案で名誉会長2人、顧問9人が決議されていることがわかった。「松永、室崎は顧問ではない」と岡庭に言ったことは、またも副島理事長の意図的虚偽発言か。職員も、会員をも欺く行為でまったく許されない。これは不当労働行為をもみ消すための行為だったのだ。



編集後記

ある方から「おてがみ」を頂戴いたしました。その「おてがみ」に感激し勇気をもらいました。世の中も何やら騒々しくなっていますが、気温の変化や予期せぬ雨、どうか皆様ご自愛ください。(爽)
株暴落 持たざればこそ キンモクセイ、だぞ。(俊)